

2021(令和3)年2月19日

株式会社Oz 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-89

48-829-7444

理事長 池本 誠

再々申入書

当会の申入れ書に対し2020年12月14日付の「再申入書について」書面によるご回答を頂きありがとうございました。また、契約条項の修正予定時期についてお知らせいただき、ありがとうございました。

ご回答をふまえ、下記のとおり再々申入をいたします。

つきましては、2021(令和3)年3月10日までに、再々申入に対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本再々申入書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することを念のため申し添えます。

記

申入事項(貴社の契約書面について)

不返還条項について、貴社のご回答では合意により解除権を放棄することは認められているとのことご主張でした。しかし「体験トレーニング・入会申込書」の「ご入会後における指定料金・回数券等購入後の返金は一切致しかねます」との記載には、解除という言葉はなく、解除権自体を放棄したものと評価することはできません。これを自然に読めば、中途解約などの場合に返金しないことを定めた条項であると理解されるものです。したがって「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するものといえますので、消費者契約法第9条の規定により、平均的損害を超える部分は無効となります。

また、仮に特約で消費者に解除権を放棄させるとすれば、民法で解除権を認めていることと比べて消費者に著しく不利な内容となります。そのため、一般論としては解除権の放棄を定めることが認められる場合があるとしても、消費者契約である準委任契約においては消費者に解除権を放棄させることは消費者契約法

第10条に違反するおそれが強く、適切でないと考えます。

また、貴社は修正案として「返金は、法令の定めまたは当社が認める理由がある場合を除いて、お受け致しかねます」との内容をお示しいただいています。しかし、このように抽象的に法令による例外を定める規定の仕方はサルベージ条項といわれ、結局どのような場合に返金が認められ、あるいは認められないのかが消費者に理解しにくいいため、消費者契約の内容に関し、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易であるべきとする同法第3条第1項第1号に照らしても望ましいものではありません。加えて「当社が認める理由がある場合」というように、事業者に一方的に判断権が留保される点においても、著しく消費者に不利な条項といえ、同法第10条との関係でも問題があるといわざるをえません。なお、事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項については、同法第8条に無効とされています。

解約がされた場合の精算について定める条項は、同法に違反しない内容となるよう修正いただくよう、再度申入れを致します。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 吉川、清水

TEL:048-844-8972/FAX:048-829-7444